



歴史と文化を感じられる美しい景観のまちづくりは、一人ひとりのちょっとした気づかいと工夫から。住民にとっても、まちを訪れる人にとっても、心地よく、愛着を持てるまちを、みんなでつくしましょう。

### 和風の演出は ちょっとした工夫から。



木格子風のルーバーで演出した  
共同住宅のベランダ



木格子風のカバーで目隠した  
エアコンの室外機



竹垣を組み合わせた  
植栽の外構デザイン

# 西新井大師地区を 特別景観形成地区に 指定しました



## 特別景観形成地区とは？

足立区では、東京の名所のひとつでもある西新井大師の風格ある景観を保全・継承し「和風」のデザインを意識した、歴史と文化を感じられる景観形成を目標として、平成31年4月西新井大師地区を「特別景観形成地区」に指定しました。

### ◆◆◆◆ ほかのまちの景観形成例 ◆◆◆◆



柴又帝釈天参道商店街  
(葛飾区)



川崎市一番街商店街  
(埼玉県川崎市)

くわしくは  
景観デザインガイド  
【和風の意匠による景観形成事例集】  
をご覧ください。  
<足立区HPからダウンロードできます>

特別景観形成地区「西新井大師地区」  
景観デザインガイド  
【和風の意匠による景観形成事例集】

この他にも様々な事例があります。  
まずはお問い合わせください。

足立区中央本町1-17-1 足立区役所北館4階  
都市建設部 都市建設課 景観計画係  
03-3880-5738  
tosi@city.adachi.tokyo.jp

「美しいまち」は「安全なまち」  
ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区



足立区

家を建てる・建て替える、  
外壁の色を塗り替えるなどの際

令和7年7月1日から  
手続きが  
変わりました。



西新井大師地区を  
さらに景観の美しいまちへ

西新井大師地区内で  
家を建てる・建て替える、  
外壁の色を塗り替えるなどの際は、  
景観法・足立区景観条例に基づく  
**手続きが必要です。**



建築などの計画がおありの方は、  
次の流れをご確認ください

お住まいのエリアや  
建築の規模によって  
「必要な手続き」が変わります

**ステップ 1** お住まいの場所はどのエリア？

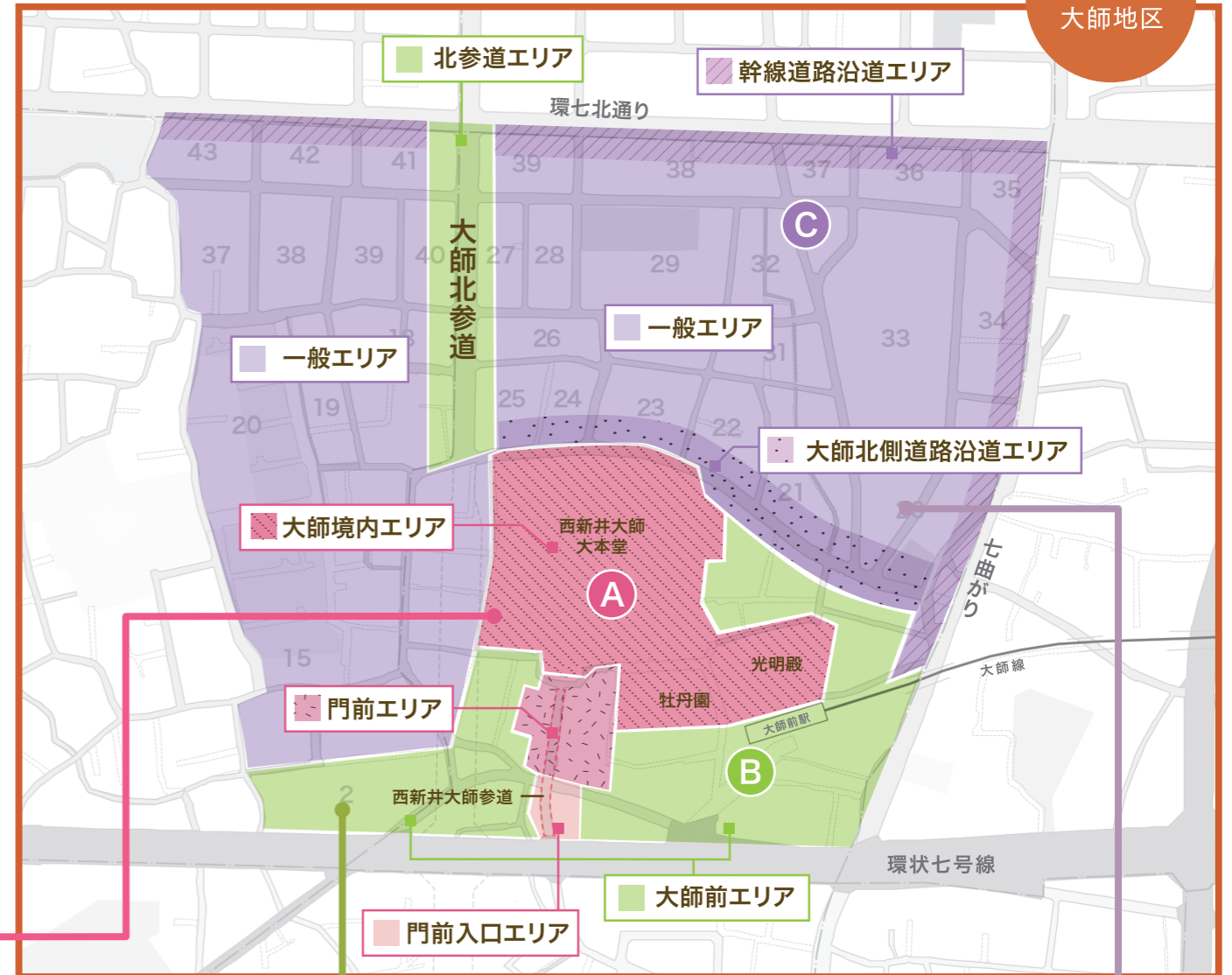
**ステップ 2** 建築する建築物などの規模は？

**ステップ 3** 必要な手続きは？

※看板や自動販売機なども景観に配慮していただきます。

**ステップ 1** お住まいのエリア(A・B・C)は  
どちらですか？

西新井  
大師地区



**ステップ 3** 必要となる手続きは  
次の通りです

手続きは2種類

事前協議

対象となる建築など  
ご予定がある方は  
**計画の早い段階で**  
景観計画係までご相談ください

届出

建築などの行為着手の  
**30日前までに**  
計画の届出をお願いします

**ステップ 2** 建築物などの規模(エリア別)は  
どれにあたりますか？

**A** 大師境内エリア  
門前エリア  
門前入口エリア

すべての建築物

|   |      |            |
|---|------|------------|
| 1 | 事前協議 | どちらも<br>必要 |
| 2 | 届出   |            |

**B** 大師前エリア  
北参道エリア

高さ28m以上または  
延べ面積15,000㎡以上の建築物

|    |      |            |   |      |    |
|----|------|------------|---|------|----|
| はい | ↓    | いいえ        | ↓ |      |    |
| 1  | 事前協議 | どちらも<br>必要 | 1 | 事前協議 | 不要 |
| 2  | 届出   |            | 2 | 届出   | 必要 |

**C** 幹線道路沿道エリア  
大師北側道路沿道エリア  
一般エリア

Q1 高さ28m以上または延べ面積  
15,000㎡以上の建築物

|   |      |    |
|---|------|----|
| 1 | 事前協議 | 不要 |
|---|------|----|

いいえ → 次の質問へ

はい ↓

Q2 ■高さ15m以上または  
延べ面積1,000㎡以上の建築物  
■足立区環境整備基準対象建築物等

|    |      |            |   |    |    |
|----|------|------------|---|----|----|
| はい | ↓    | いいえ        | ↓ |    |    |
| 1  | 事前協議 | どちらも<br>必要 | 2 | 届出 | 必要 |
| 2  | 届出   |            | 2 | 届出 | 不要 |